

平成28年8月

障害年金の診断書（精神の障害用）を作成される医師の皆様へ向けた  
診断書（精神の障害用）の記載要領が示されました

私学事業団が決定・支給を行なう障害年金については、公的年金制度で共通の「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」に基づいて障害程度の認定をしています。

このたび、精神障害及び知的障害に係る障害程度の認定に、地域差による不公平が生じないようにするため、厚生労働省において「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を策定し、平成28年9月1日から実施されることとなりました。

このことに伴い、診断書（精神の障害用）を作成される際の記載要領が厚生労働省において作成され、留意事項等が示されましたので、参考としてください。

なお、記載要領に書かれている「日本年金機構」は、「私学事業団」と読み替えてご覧ください。

（注釈）年金等給付ページの「国民年金・厚生年金保険 診断書（精神の障害用）の記載要領」をクリックすると、厚生労働省のホームページに掲載されている記載要領のPDFファイルにアクセスできます。

担当部署	年金部年金第一課年金第二係 電話：03-3813-5321（代表）
------	--------------------------------------